

一般社団法人日本医療薬学会がん専門薬剤師認定制度規程

第1章 総則

(目的)

第1条 一般社団法人日本医療薬学会（以下、本学会と略記）のがん専門薬剤師認定制度は、高度化するがん医療の進歩に伴い、薬剤師の専門性を活かしたより良質かつ安全な医療を提供するという社会的要請に応えるため、がん薬物療法等について高度な知識・技術と臨床経験を備える薬剤師を養成し、国民の保健・医療・福祉に貢献することを目的とする。

(認定制度)

第2条 前条の目的を達するため、本学会のがん専門薬剤師認定制度規程を制定し、がん領域の薬物療法等に一定水準以上の実力を有し、医療現場において活躍しうる薬剤師をがん専門薬剤師として認定する。また、がん専門薬剤師の養成に必要な研修を遂行するための指導者ならびに施設を認定する。

(認定の種類)

第3条 本学会の認定する種別は、次のとおりである。

- 1) がん専門薬剤師
- 2) がん指導薬剤師
- 3) がん専門薬剤師研修施設

(がん専門薬剤師)

第4条 がん専門薬剤師とは、がん領域における薬物療法等についての高度な知識と技術を用いて、医療機関において質の高いがん薬物療法を実践する者として、本学会が実施するがん専門薬剤師認定審査ならびにがん専門薬剤師認定試験に合格した者をいう。

2 がん専門薬剤師の認定を申請する者は、以下の資格をすべて具備することを要する。

- (1) 日本国の薬剤師免許を有し、薬剤師として優れた人格と見識を備えていること。
- (2) 薬剤師としての実務経験を5年以上有すること。
- (3) 本学会の会員であること。

(4) 本学会認定薬剤師、日本病院薬剤師会生涯研修履修認定薬剤師、薬剤師認定制度認証機構により認証された生涯研修認定制度による認定薬剤師あるいは日本臨床薬理学会認定薬剤師であること。

(5) 本学会が認定するがん専門薬剤師研修施設において、本学会の定めた研修ガイドラインに従って、がん薬物療法に関する5年以上の研修歴を有すること。

(6) 本学会が認定するがん領域の講習会を50単位以上履修したこと。

(7) がん患者への薬学的介入実績50症例（3臓器・領域以上の癌種）を提出すること。

(8) 本学会が実施するがん専門薬剤師認定試験に合格すること。

(がん指導薬剤師)

第5条 がん指導薬剤師とは、がん領域における薬物療法等についての深い知識と鍛錬された技術を用いて、他の薬剤師に対する指導的役割を果たし、研究活動についても自ら推進することができる能力を有すると認められた者をいう。

2 がん指導薬剤師の認定を申請する者は、以下の資格をすべて具備することを要する。

(1) がん専門薬剤師として5年以上の活動実績を有すること。

(2) 5年間継続して本学会の会員であること。

(3) がん領域の学会の会員であること。

(4) 査読制のある国際的あるいは全国的学会誌・学術雑誌にがん領域1編以上を含む学術論文3編あるいはがん領域の英文論文筆頭著者1編。

(5) 国際学会あるいは全国規模の学会においてがん領域に関する学会発表3回あるいは国際学会筆頭発表者1回。

(がん専門薬剤師研修施設)

第6条 がん専門薬剤師研修施設とは、一定水準以上のがん領域の診療実績・体制を有し、且つ薬剤師によるがん薬物療法への積極的貢献があり、がん専門薬剤師を養成するための体制が整備されていると認められた施設をいう。

2 がん専門薬剤師研修施設は、以下の資格をすべて具備していることを要する。

(1) 本学会がん指導薬剤師あるいは本学会認定指導薬剤師1名以上の常勤

(2) 悪性腫瘍患者に対する入院および外来診療の実施

(3) 年間がん薬物療法を50例以上実施

(4) がん薬物療法レジメンの審査・登録体制

(5) 薬剤師による抗がん剤処方鑑査（注射、内服）の実施

(6) 薬剤師による抗がん剤混合調製の実施

(7) 悪性腫瘍患者に対する薬剤管理指導業務の実施

(8) 緩和医療の実施

3 別途定める研修ガイドラインに沿った研修を可能とする設備と機能を有すること。

第2章 運営・実施機関

(運営)

第7条 がん専門薬剤師制度の維持と運営に当たる、がん専門薬剤師認定制度委員会（以下、認定制度委員会と略記）を設ける。

2 認定制度委員会の構成と員数、委員及び委員長を選任、その任期については、本学会委員会細則にて定める。

(委員会)

第8条 認定制度の実施のため認定制度委員会のほか、試験小委員会、研修小委員会、抗がん薬プロフィール小委員会を設ける。

2 各委員会の役割は、次の各号のとおりとする。

一 認定制度委員会は、がん専門薬剤師、がん指導薬剤師ならびにがん専門薬剤師研修施設の認定審査を行うほか、制度全般の維持ならびに運営を担う。

二 試験小委員会は、主にごん専門薬剤師の認定試験を行う。

三 研修小委員会は、主にごん専門薬剤師の育成を目的とした研修カリキュラムの策定・更新ならびにテキストの作成、集合研修の企画運営を行う。

四 抗がん薬プロフィール小委員会は、抗がん薬および関連する支持療法薬の適正使用に関する情報を客観的に評価・収集し、会員並びに関連する学会等へ提供する。

3 小委員会の構成、委員及び小委員長の選任については、本学会委員会細則にて定める。

第3章 がん専門薬剤師等の認定等

(申請)

第9条 がん専門薬剤師、がん指導薬剤師またはがん専門薬剤師研修施設の認定を申請する者は、申請時において本規程の第4条、第5条および第6条にそれぞれ定める申請に必要な資格をすべて満たし、認定申請書と共に認定申請資格を証明する書類を提出し、認定審査を受けなければならない。

(認定試験)

第10条 がん専門薬剤師認定試験を受験する者は、前条の認定審査により受験資格を有

することが確認された者とする。

(審査・認定)

第11条 認定を申請する者に対する認定審査は、認定制度委員会が行う。

2 認定は、認定制度委員会の審査の結果を受けて、理事会の議を経て会頭が行う。

3 がん専門薬剤師、がん指導薬剤師またはがん専門薬剤師研修施設として認定された者または施設に認定証を交付する。

(登録)

第12条 前項の認定証の交付を受けた者または施設を名簿に登録し、その氏名および所属施設名または施設名を公表する。

(認定の更新)

第13条 がん専門薬剤師、がん指導薬剤師ならびにがん専門薬剤師研修施設の認定は資格取得後5年間であり、5年ごとにこれを更新しなければならない。

(がん専門薬剤師の更新)

第14条 がん専門薬剤師の更新を申請する者は、更新申請時点において以下の資格をすべて具備することを要する。

(1) 過去5年間継続して日本医療薬学会の会員であること。

(2) 過去5年間に、日本医療薬学会が認定するがん領域の講習会を50単位以上履修したこと。

(3) 過去5年間に、自ら実施したがん患者への薬学的介入実績50症例を提出すること。

(がん指導薬剤師の更新)

第15条 がん指導薬剤師の更新を申請する者は、更新申請時点において以下の資格をすべて具備することを要する。

(1) 過去5年間継続して日本医療薬学会の会員であること。

(2) 過去5年間継続してがん領域の学会の会員であること。

(3) 過去5年間に、日本医療薬学会が認定するがん領域の講習会を50単位以上履修したこと。

(4) 過去5年間に、査読制のある国際的あるいは全国的学会誌・学術雑誌にがん領域に関する学術論文1編、国際学会あるいは全国規模の学会においてがん領域に関する学会発表2回をともに満たしていること。

(5) 過去5年間に、第6条で規定する施設あるいは地域・学会等において指導的役割

を果たしてきたこと。

(がん専門薬剤師研修施設の更新)

第16条 がん専門薬剤師研修施設の更新は、更新申請時点において第6条に規定する資格をすべて具備していることを要する。

(更新の申請)

第17条 がん専門薬剤師、がん指導薬剤師ならびにがん専門薬剤師研修施設の認定を更新する者は、更新申請時において更新条件をすべて満たし、更新申請書と共に更新条件を証明する書類を提出し、更新審査を受けなければならない。

2 がん専門薬剤師あるいはがん指導薬剤師の認定期間中あるいは更新申請時において、産前産後休暇・育児休暇・介護休暇・海外留学・病気療養などの理由により更新要件を満たさない場合は最長3年間まで更新を保留することができる。

3 更新保留を希望する者は、本来の更新申請時点において、前項の理由を証明する書類を提出し、認定制度委員会の承認を受けなければならない。

4 がん専門薬剤師資格の更新保留中は、がん専門薬剤師を標榜することはできないが、がん専門薬剤師を対象とする研修会等には参加することができる。

5 がん指導薬剤師資格の更新保留中は、がん専門薬剤師認定申請のための研修修了証明書の指導者として証明することはできないが、がん指導薬剤師を対象とする研修会等には参加することができる。

(更新の審査・認定)

第18条 更新の認定を申請する者に対する認定審査は、認定制度委員会が行う。

2 更新の認定は、認定制度委員会の審査の結果を受けて、理事会の議を経て会頭が行う。

(認定の喪失・取消)

第19条 認定された後、がん専門薬剤師、がん指導薬剤師ならびにがん専門薬剤師研修施設としてふさわしくない行為があった場合、またはがん専門薬剤師、がん指導薬剤師ならびにがん専門薬剤師研修施設として不適と認められた場合には、認定制度委員会、理事会の議決によって、認定を取り消すことができる。ただしこの場合、当該者に対し、弁明の機会が与えられなければならない。

2 日本国の薬剤師免許を喪失、返上または剥奪されたときは、がん専門薬剤師およびがん指導薬剤師の資格を喪失する。

3 本学会を退会した場合には、退会時点においてがん専門薬剤師、がん指導薬剤師

の資格を喪失する。

4 がん専門薬剤師、がん指導薬剤師、がん専門薬剤師研修施設の認定を辞退したときは、その時点において認定を取り消す。

5 がん専門薬剤師研修施設について、細則第5条2に該当する場合は、その時点で認定を取り消す。

6 がん専門薬剤師、がん指導薬剤師、がん専門薬剤師研修施設の更新申請を行わなかったとき、または更新を認められなかったときは資格を喪失する。

第4章 規程の変更

(規程の改廃)

第20条 本規程の改廃は、理事会において行う。

第5章 補則

(その他)

第21条 本規程に定めるもののほか、本規程の実施について必要な事項は別に定める。

附則

本規程は平成21年11月1日から施行する。

平成26年2月28日改訂、平成26年11月1日施行する。